「応用物理学会将来基金」ご寄附のお願い

応用物理学会では、応用物理学および関連学術分野の発展を通じて社会に貢献する人材を育成するための長期的視点での事業等を支援する目的で、「応用物理学会将来基金」を立ち上げ、寄附の受け入れを行っております。

これまでにも本学会に対して多大なるご貢献を頂きました会員の皆様に、「応用物理学会将来基金」へのご協力も賜りたく、ご案内を申し上げる次第です。ご協力を頂けますと誠に有り難く、宜しくお願い申し上げます。

皆様のご協力のお陰をもちまして、本会は 2019 年 6 月 17 日から税額控除対象法人になりました。

【募集事業·募集額】

具体的な募集事業・募集額につきましては、以下のとおりとしております。

- ・「応用物理学および関連学術分野の啓発等のための社会向けイベント」(目標額 年 150 万円) 例) リフレッシュ理科教室など
- ・「中堅・若手会員向け支援事業」(目標額 年 150 万円)
 - 例) 学生企画事業、キャリアパス支援、若手ネットワーク支援、女性研究者ネットワーク支援、企業ネットワーク支援、外国人ネットワーク支援など
- ・その他、応用物理学会将来基金委員会が必要と認めた事業

【クレジットカードでの受付】

ホームページ中ほどの「応用物理学 会将来基金」バナーをクリック







JSAP ID、Password を入力して Login していただくと、寄附のペ 一ジに移動します。

「ご寄附のページはこちら」

https://www.jsap.or.jp/a/member/kojinKifu.do?act=init

【振込用紙での受付】

郵便振替ご希望の方は、shourai-kikin@jsap.or.jp まで、払込取扱票の送付を希望する宛先をご連絡ください。後日お送りいたします。

「使途を指定」の「希望する」欄にチェックを入れ、使途番号をご記入いただいた方のご寄附は、ご指定の使途に使用させていただきます。

- ・【使途番号1】「応用物理学および関連学術分野の啓発等のための社会向けイベント」
- ・【使途番号2】「中堅・若手会員向け支援事業」

【税額控除についてのご協力のお願い】

皆様のご協力のお陰をもちまして、本会は 2019 年 6 月 17 日から税額控除対象法人となることができました。税額控除対象法人は、100 名以上の方々から毎年 3,000 円以上の寄附金を継続して集め続けることが必要です。そこで、皆様にも、**毎年 3,000 円以上のご寄附をお願い申し上げる次第です。**税額控除対象法人となることで、皆様の税額控除を大きくすることができます。永く継続的なご支援を賜れますと、有り難く存じます。

■応用物理学会将来基金をこのような活動に活かしています

· 次世代育成 (使途番号1)

<リフレッシュ理科教室>

理科好きな児童・生徒が増え、次世代の科学技術 を支える人材へと繋がることを目的として、全国 で実験工作教室を開催する活動を支援しています。





若手研究者支援(使途番号2)

応用物理学会若手チャプターが開催する研究集会 など、若手研究者同士の自主的で活発な交流を支 援しています。





·研究活性化支援 (使途番号2)

若手研究者の活動だけでは なく、応用物理学会分科会 が開催する研究集会や チュートリアルなどにも、 研究がさらに活性化するよ う支援を行っています。





https://www.jsap.or.jp/future-fund

応用物理学会へのご寄附に対する税制上の優遇措置について

応用物理学会へのご寄附に対して、税額控除が受けられるようになりました。 従来からの所得控除に加え、税額控除もお選びいただけます。多くの場合、

税額控除をお選びいただくことにより、控除額が大きくなります!

税額控除の場合

例:1万円ご寄附いただいた場合

率に関わりなく3,200円が控除されます!

(弊会にのみご寄付いただいた場合の一例です。あくまでも目安の金額です)

税額控除額は下記の算式で算出されます

(年収)

(所得金額 - (扶養控除などの)控除)× 税率 =

所得税額 税額控除

(寄附金額合計*-2,000円)×40%

* 控除対象となる寄附金額の合計は、その年の総所得金額等の40%が上限です。 * 税額控除額はその年の所得税額の25%が上限です。

所得控除の場合

例:1万円ご寄附いただいた場合(年収500万円の方、税率10%の場合) 10,000円-2,000円=8,000円 8,000円×10%=800円が控除されます (弊会にのみご寄付いただいた場合の一例です。あくまでも目安の金額です)

※所得額や寄附金額によっては、税額控除よりも所得控除の方が減税効果が大きくなる場合があります。

お手続きについて

- ・控除を受けるためには確定申告が必要です。ご寄附いただいた方には、ご寄附の翌年1月に「寄附金領収書」、「税額控除に 係る証明書」(写)をお送りいたしますので、それらの書類を添えて確定申告をお願いいたします。
- ・控除額は、個人の所得金額、各種控除により異なります。また税制は都度改正されますので、詳しくは国税庁ホームページで ご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁HP https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1266.htm